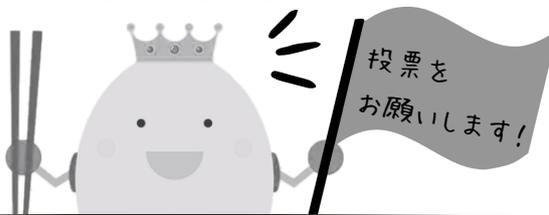


家庭数

PTA会員・非会員 問わず
おたよりは配られています。



令和8年2月18日発行

多摩川小学校PTA
会長 小林雅人

PTAだより

臨時号

まだ寒さは残るものの、少しずつ春の気配を感じる季節となりました。今年度は各学年、学級閉鎖があり、体調を崩されているお子さまが一年を通して多く見受けられましたね。そんな中でも、楽しそうに登下校をする子ども達を見掛けると、その元気な声に私たちも励まされる思いです。

さて、今回は役員会より大切なお知らせとお願いのご連絡をさせていただきます。内容は以下をご覧ください。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時総会の開催について(書面及びオンライン投票開催) 【重要】

1. R8年度役員・出向委員選出に関するご承認のお願い

- ◆ 昨年11月より実施しておりました次年度役員等選出について、皆さまの多大なご協力に改めて感謝いたします。
- ◆ **選考の結果、第1号議案の通り次年度PTA役員及び出向委員を選出させていただきます。**会員の皆さまの賛成多数により可決・内定となります。どうぞ**投票**へのご協力をよろしくお願いいたします。

第1号議案

個人情報のため
非表示

※第1号議案は上記QRコードを
読み取り、ご確認ください。

2. PTA規約改正に関するご承認のお願い

- ◆ 主な改正内容
 - ・ 概要：本紙裏面参照
 - ・ 詳細：第2号議案参照

3. 投票方法

※いずれか1つ

(容量等の関係でPTAからのメールが届かない状態の方は、①での投票可)

①書面投票 (本用紙)

→マメール未登録者用

裏面下部の投票用紙にご記入の上、**2月25日(水)まで**に担任の先生へご提出ください。

②オンライン投票

→マメール登録済みの方はこちらから

PTAより2月18日に配信予定のメールに添付のアンケートフォームより
2月28日(土)20時までにご回答ください。

- (注意事項)
- ◆ 書面とオンラインの重複回答は無効となります。
 - ◆ 世帯で一人、「正会員」の方のご回答をお願いいたします。
 - ◆ 回答が無い場合は、賛成として取り扱いさせていただきます。

規約改正のポイント！



- ①「通年サポーター」の役割を明確化
- ②入退会が任意であることを明記
- ③役員人数や教職員配置の見直し
- ④関係団体への出向者を「出向委員」として整理
- ⑤これまで内規として定めていた内容を規約へ移行し、新たに「多摩川小学校PTA運用ルール」を新設
- ⑥会費の使途を明文化 など

この度の規約改正案について、今年度の通年サポーター各カテゴリー代表の皆さまにお集まりいただき、2月14日(土)に運営委員会を開催しました。役員13名、代表等8名が出席し、全会一致で議案提出が承認されましたのでご報告いたします。

本改正により、役割や会費の使い道がより明確になり、実情に合った柔軟な運営が可能となります。会員の皆さまにとって分かりやすく、参加しやすいPTA活動を目指してまいります。ご理解・ご協力をお願いいたします。改正内容詳細は、第2号議案をご参照ください。

①PTAだより(臨時号)※本紙、②臨時総会第2号議案、③多摩川小学校運用ルールの3点をセットで配布しております。ご確認ください。

担任の先生への提出締切：2月25日(水)

キリトリ

R7年度PTA臨時総会 議案に関する書面投票

私は、次のとおり議決に関する権限を行使します。なお、賛成・反対のいずれの記載も無い場合は、賛成として取り扱うことに異議はありません。

下記議案についていずれかに✓をご記入ください。

第1号議案 (R8年度PTA役員及び出向委員案) 賛成 反対

第2号議案 (PTA規約改正案) 賛成 反対

ご意見・ご要望 (任意)：

会員氏名： _____

児童氏名： _____

児童の学年・クラス： _____ 年 組 / _____ 年 組 / _____ 年 組